

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H26.1.20	移転	変更前	郵便局	612850	松山衣山町郵便局	-	愛媛県松山市衣山1-241-2	-						-	
		変更後	郵便局	612850	松山衣山町郵便局	-	愛媛県松山市衣山1-241-3	-						-	
H26.1.20	局種変更・移転	変更前	郵便局	700761	那覇東郵便局真嘉比分室	-	沖縄県那覇市真嘉比231-4	-						-	直営郵便局へ局種変更
		変更後	郵便局	704190	真嘉比郵便局	-	沖縄県那覇市真嘉比75-1	-						-	
H26.1.21	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	238320	和田岡簡易郵便局		静岡県掛川市吉岡貝戸919-2	-			×			-	
H26.1.27	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	088160	下黒駒簡易郵便局		山梨県笛吹市御坂町下黒駒尾山田451-1	-			×			-	
H26.1.27	移転・改称	変更前	郵便局	630830	坂出府中郵便局	-	香川県坂出市府中町6303	-						-	
		変更後	郵便局	630830	坂出鴨川郵便局	-	香川県坂出市加茂町甲8-16	-						-	
H26.1.28	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	237070	三島長窪簡易郵便局		静岡県駿東郡長泉町上長窪向田192-5	-		×	×	×	×	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。